

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 理事、監事及び顧問選任規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会定款第19条及び第26条に基づく理事、監事及び顧問の選任に関しては、この規程の定めるところによる。

(理事の選任)

第2条 理事の選任は、別表に掲げる区分による。

(監事の選任)

第3条 監事の選任は、次の各号による。

- (1) 財務諸表等を監査しうる者 1名
- (2) 社会福祉事業について知識、経験を有する者 1名

(顧問の選任)

第4条 顧問については、次の職にある者を委嘱する。

- (1) 昭和村長
- (2) 昭和村議会議長

附則1 この規程は、平成23年1月18日から施行する。

2 理事、監事及び顧問選考内規(平成8年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年3月23日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別 表)

区 分	定 数	説 明	備 考
議会代表	1名	総務民生常任委員長	ただし、特別な事由により左記により難しい場合はこの限りではない
学識経験者	6名	福祉事業、村政等に知識を有する者	
区長会代表	1名	区長会会長	
老人クラブ代表	1名	老人クラブ連合会会長	
民生児童委員代表	1名	民生委員児童委員協議会会長	
社会福祉施設代表	1名	社会福祉施設代表	
ボランティア代表	1名	ボランティア協議会会長	
計	12名		